

2025年度 早稲田大学法科大学院

法学既修者試験 論述試験

民事訴訟法

(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

設問1では、既判力の作用（矛盾関係）に関する理解を確認する点にその趣旨がある。本問では、所有権確認訴訟において前訴原告の勝訴の場合にのみ、矛盾関係に基づく既判力の作用が認められるとする通説の理解に対して、原告敗訴の場合に勝訴被告が自己の所有権確認を求める訴えを提起する場合に既判力が作用するかを、検討する問題である。次に、設問2では、弁論主義の第一テーゼの理解を問う問題である。弁論主義の適用範囲がきちんと把握できているか（主要事実と間接事実の違い、抗弁と否認の違いを含めて）を中心に、釈明義務まで含めて、弁論主義の基本的理解ができているかを問う問題である。

【採点講評】

設問1では、まず問題文の中で前訴と後訴の訴訟物の異同を問うているが、前訴の所有権確認の訴えと、後訴の所有権確認の訴えの訴訟物が異なるということについて正確に理解している答案が少なかった。両方とも「本件土地の所有権」が訴訟物とする答案も多く、その結果、その後の処理に混乱が生じている者が多かった。訴訟物の把握は、民事訴訟を理解するうえでの基礎であるので、この点はきちんと学修してもらいたい。次に、問題文では、既判力の作用について正確に理解できているかを問うているが、矛盾関係になる旨の結論だけの答案が多く、なぜ矛盾関係と言えるのか又は言えないのかについての理由づけがない答案がほとんどであった。理由づけが重要である点を意識して学修してもらいたい。

設問2では、いわゆる弁論主義第一テーゼ（主張原則）違反が問題になる。したがって、裁判所の認定事実のうち、BC間の贈与契約が主要事実になるのかの検討が中心になるが、これができていない答案が非常に多かった。当事者の主張事実と裁判所の認定事実にズレが生じることだけで弁論主義違反と構成する答案は、弁論主義を理解できていないと評価した。本問で問題となる抗弁と否認の違いが理解できていない答案も非常に多かった。

毎年、過去問の解説及び採点講評において、民事訴訟法の学修及び試験答案作成に当たって注意すべき点が記載されているので、それを必ず読み、どういう答案が評価され、またはされないかを意識して検討してもらいたい。

以上